

#7 任意捜査の限界事例

第2章 捜査 ②／動画の内容を見返し用にまとめたものです（動画には含みません）。

1 有形力の行使の限界

- 有形力（手をつかむ・立ちはだかる＝物理的な力）≠ 強制力（意思を制圧する逮捕級の力）。
- 前提＝強制処分に至らない程度の有形力であること（地面にねじ伏せる等は強制処分でNG）。
- その上で ①必要性 ②緊急性 ③相当性（最決昭51・3・16）。
- 昭51の事案：酒気帯び疑いで退室しようとした被疑者の手首をつかんで制止＝必要性・緊急性・相当性の範囲内で適法。

2 任意取調べの限界（★論文）

- 【判例】最決昭59・2・29（高輪グリーンマンション事件・第二小法廷決定）

任意捜査の一環としての被疑者の取調べは、強制手段によることはできないが、**事案の性質、被疑者に対する容疑の程度、被疑者の態度等 諸般の事情を勘案し、社会通念上相当と認められる方法ないし態様及び限度において許容される。**

- 事案：宿泊施設に4夜泊め前後5日間 任意取調べ。宿泊取調べは「妥当とはいえない」が、殺人で嫌疑濃く、被疑者が任意に同意し（自ら**身辺保護を求める答申書**を提出）、帰宅・取調べ拒否の申出もなく捜査官の強制もない→社会通念上やむを得ず適法。
- 【判例】最決平元・7・4（平塚ウェイトレス殺し事件・第三小法廷決定）

長時間にわたる被疑者の取調べは、たとえ任意捜査としてなされるものであっても、…特段の事情がない限り、容易にこれを是認できるものではない。

- 徹夜取調べ。結論は適法だが、安易な長時間取調べに歯止め。高輪と並ぶ任意取調べ限界の双壁。
- ※「ロザール事件＝平元1・23」は誤り（ロザールは1997年千葉地裁の別事件）。徹夜取調べの最高裁は平元・7・4。

◆ 論文の型 | 任意取調べの限界

- 【コア規範】（逐語暗記＝太字キーワード）任意取調べも強制手段によることはできず、**捜査比例の原則（197条1項）**の下、**事案の性質・容疑の程度・被疑者の態度等の諸般の事情を考慮し**、捜査上の必要性和被疑者の被る不利益とを比較衡量して**社会通念上相当と認められる限度**で許容される（最決昭59・2・29）。とりわけ**宿泊を伴う長時間の取調べ**は心身の負担が大きく慎重に検討する。
- 【復元キー】①任意取調べでも強制手段は不可（出頭・滞留は任意＝1981但の反対解釈）→②枠づけは**捜査比例の原則（197I）＝必要性と被る不利益の衡量**→③考慮要素＝**事案の性質・容疑の程度・被疑者の態度等の諸般の事情**→④**宿泊・長時間・強い監視ほど不利益大で相当性を欠きやすい**。
- 【フル論証】任意捜査の一環としての被疑者の取調べは、強制手段によることはできない。もっとも、事案の性質、被疑者に対する容疑の程度、被疑者の態度等諸般の事情を勘案し、社会通念上相当と認められる方法ないし態様及び限度において許容される（最決昭59・2・29）。とりわけ長時間にわたる取調べは、被疑者の心身に多大の苦痛・疲労を与えるから、特段の事情がない限り、容易にこれを是認できない（最決平元・7・4。結論は適法だが安易な長時間取調べに歯止め）。
- 【事例】宿泊・連日の任意取調べ。
- 【問題提起】任意捜査として許容される限度を超え違法とならないか。
- 【あてはめ】容疑の程度・必要性・被疑者の同意・帰宅希望の有無・拘束の程度を衡量。

3 任意同行と実質的逮捕（★論文）

- 任意同行**＝同意を得て署へ同行（根拠＝198①出頭要求・警職法2②・197①。明文の「任意同行」規定はない）。
- 【条文】刑訴198条1項

検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者の出頭を求め、これを取り調べることができる。但し、被疑者は、逮捕又は勾留されている場合を除いては、**出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができる。**（但書＝任意性の根拠。受忍義務の議論は取調べの回）

- 実質的逮捕の区別**：形式が任意同行でも、同行の時刻・場所・方法、監視の状況、退去（帰宅）の自由、被疑者の対応、**逮捕状を準備しながらあえて任意の形をとっていないか（令状主義潜脱の徴表）**等 諸般の事情を総合し、**意思を制圧して逮捕と同程度に拘束したと評価できれば実質的逮捕＝令状なしで違法**。
 - 富山地決昭54・7・26（地裁・準抗告・決定）：早朝の任意同行と長時間の留め置きを実質的逮捕と認定→緊急逮捕の実体要件を欠き重大な違法→勾留請求を却下。

◆ 論文の型 | 任意同行と実質的逮捕

- 【コア規範】（逐語暗記＝太字キーワード）任意同行は被疑者の同意に基づく任意処分として許される。もっとも、外形が任意同行でも、**同行の時刻・場所・方法、監視の状況、退去（帰宅）の自由の有無、被疑者の対応等の諸般の事情を総合し、被疑者の意思を制圧して逮捕と同**

程度に身体の自由を拘束したと評価できる場合は**実質的逮捕**にあたり、令状によらない違法な逮捕（令状主義違反・憲33、199I）となる。

- 【復元キー】①任意同行自体は同意に基づく任意処分として適法 → ②形式でなく実質で判断（意思を制圧し逮捕同然の拘束か） → ③総合要素＝同行の時刻・場所・方法／監視／退去の自由／被疑者の対応 → ④実質的逮捕なら令状なき逮捕＝違法（答案は「任意同行・滞留→実質的逮捕→任意取調べの限界」の2段階で論じる）。
- 【フル論証】被疑者が意思を制圧されて身体の自由を奪われた状態に置かれた場合には、たとえ任意同行の外形をとっていても、実質的には逮捕にあたり、令状主義（憲法33条、199条1項）に反し違法となる。そこで、任意同行・滞留が実質的逮捕に該当するか否かは、同行を求めた時刻・場所、同行の方法・態様、同行後の監視の状況、退去（帰宅）の自由の有無、被疑者の対応等の諸般の事情を総合し、被疑者の意思を制圧して逮捕と同程度に身体を拘束したと評価できるかによって判断する。
- 【事例】早朝の任意同行・長時間の留め置き。
- 【問題提起】形式は任意同行だが、実質的逮捕として違法とならないか。
- 【あてはめ】退去の自由を実質的に奪っていれば実質的逮捕→令状の要件を欠き違法（富山地決昭54・7・26型）。

◆ 短答ひっかけ

- 高輪事件の宿泊5日間の取調べ → **適法**（殺人で嫌疑濃く・本人が同意）。
- 長時間取調べは原則OK？ → **特段の事情がない限り容易に是認できない**（平元・7・4）＝原則ダメ寄り。
- 形が「任意同行」なら必ず適法？ → **否**。意思を制圧すれば実質的逮捕＝令状なしで違法。
- 有形力＝強制力？ → **別物**。強制に至らない有形力は3要件で許容。

→ 次回：逮捕（令状主義・通常逮捕／現行犯逮捕／緊急逮捕）。